

様式3

対馬市島っこ留学委託契約書

島っこ留学を希望する児童・生徒（以下「留学生」という。）の保護者（留学生の親権者又は後見人、以下「実親」という。）、留学生を受け入れる家庭の世帯主（留学生を養育する者、以下「里親」という。）、対馬市島っこ留学推進協議会（以下「推進協議会」という。）は、留学生のより良い生活を実現するとともに、地域の児童・生徒とともに健全な育成を図り、教育の充実・向上を促進するため、「対馬市島っこ留学制度実施要項」（以下「実施要項」という。）に基づき、本契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 実親及び里親並びに推進協議会は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（目的）

第2条 対馬市の恵まれた自然のなかで、相互交流を深め、一人ひとりの個性を伸ばし、より豊かな心を育てる学校教育の推進と、地域の活性化を図ることを目的とする。

（留学生の範囲）

第3条 留学生は小学3年生から中学3年生とし、留学の期間は原則として1年とする。ただし、継続を希望する場合は、三者で協議し契約を更新できるものとする。

（留学生の委託料）

第4条 実親は里親に対し、留学生の食費（給食費を除く）を含む委託料として、一人月額30,000円を、毎月25日までに翌月分を推進協議会の口座に振り込み、推進協議会は、実親負担の委託料に市助成金40,000円を加えた70,000円を、毎月月末までに里親の口座に振り込むものとする。

2 特別な事情が生じて、留学を途中解約した場合及び長期休業中の委託料は、16日未満については月額2,300円とし、そのうち実親が1,000円を負担し、残りを市が負担する。ただし、第2学期の始業日前日の委託料は発生しないものとする。

3 長期休業中の昼食代は、実親が里親に別途1日300円支払うものとする。

4 授業日において、臨時的に学校給食が実施されない場合の昼食にかかる経費は里親が負担するものとする。

5 島っこ留学に係る経費のうち、学校給食費、PTA会費、学校教材費、医療費、学用品費、衣料費、通信費、遠足・旅行経費、部活動費及びその他児童・生徒にかかるものは、実親が負担しなければならない。これらの納入、支払いの方法については、実親と里親で協議して定めることとする。ただし、里親は、定例的なものを除いては、支出について実親に了承を経た後、購入等を行い、証拠書類を示すなど相互の信頼関係について対応しなければならない。

(手続きの協力)

第5条 留学生の移転、転学等に対する必要な手続きは、里親の協力を得て、実親が行う。

(長期休業中の対応)

第6条 留学生は、長期休業中は原則帰省するものとし、滞在しようとする場合は、実親と里親が協議し決定しなければならない。また、実家までの帰省等については、実親又は実親に委任を受けた者が引率しなければならない。

(里親の義務等)

第7条 里親は、留学生と家族同様に接し、深い理解と愛情を持って育み、健全な心身を養育するよう努めなければならない。

第8条 実親は、留学生の親権者であり、本契約締結によって児童の扶養義務すべてを里親に委ねるものではなく、次に掲げる事項について問題が発生したときは、里親は必要な措置を講じ、実親に速やかに報告するものとし、その後の責任は実親が負うものとする。

- (1) 留学生が、病気あるいは事故等により身体に異常が生じたとき
- (2) 留学生が、急病あるいは家出等予期しない重大な事故が発生したとき
- (3) 留学生の養育に関し、困難な問題が生じた場合、又は生ずる恐れがあるとき
- (4) 留学生が、故意又は過失によって不測の事故を起こしたとき

第9条 実親は、前条に掲げる事故等が生じても、里親並びに推進協議会に一切の損害賠償はしないものとする。

(契約の解除)

第10条 次の各号に該当する場合は、推進協議会の立会のうで解約することができる。

- (1) 留学生の問題行動等により、指導監督が困難であると判断されたとき
- (2) 委託料の不納及び契約違反が生じたとき
- (3) 家庭の事情などにより、解約希望が生じたとき
- (4) 申込書及び契約書に虚偽があるとき

(履行事項)

第11条 決定を受けた留学生、実親及び里親は、次の事項を履行しなければならない。

- (1) 留学生は、転学する校区内に住民登録すること。
- (2) 健康保険証を持参すること。
- (3) 島っこ留学に関する契約書の締結は、推進協議会の立会のうで行うこと。
- (4) 寝具等、日常生活に必要なものは、里親と相談し、必要に応じ持参すること。
- (5) 留学生から実親へ電話する場合は、里親の同意のもとに行うこと。
- (6) 留学生は、携帯電話、パソコンを里親宅に持ち込まないこと。特別な事情により持ち込む場合は、実親と里親が協議し決定すること。

(保証人)

第12条 実親が、本契約の履行事務を怠ったときは、保証人が実親と連携して、その責を負うものとする。

(その他)

第13条 本契約に定めるもののほか必要な事項が生じたときは、留学生の健全養育を前提として、実親、里親、推進協議会が誠意をもって協議し、解決するものとする。

(契約書の保持)

第14条 本契約を証するために契約書を4通作成し、実親、里親、推進協議会及び実親の保証人がそれぞれ各1通を保持する。

平成 年 月 日

実親住所

氏名

印

保証人住所

氏名

印

里親住所 長崎県対馬市

氏名

印

対馬市島っこ留学推進協議会

会長

印